

○熊本市障害者等に対する訪問入浴事業の実施に関する規則〔障がい保健福祉課〕

平成28年3月31日

規則第58号

(目的)

第1条 この規則は、歩行が困難な在宅の障害者及び障害児であつて通所が困難な者に対して、入浴の機会の提供に係る費用（以下「訪問入浴費」という。）を助成する訪問入浴事業を実施するために必要な事項を定めることにより、その健康及び衛生の保持を図り、もつて障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業とする。

(実施の対象等)

第3条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、訪問入浴費に対する助成を行うことができる。

2 訪問入浴費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 訪問入浴費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、訪問入浴費に対する助成の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第6条 前条第1項の規定により訪問入浴費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、訪問入浴費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 受給者が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により訪問入浴費に対する助成を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。